

議案第11号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の98の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の100の2の項、101の項、107の項、110の項、115の項及び122の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2の20の項中「再交付」の次に「又は番号利用法第7条第2項の規定により通知をした場合（自己の責めに帰すべき事由によって番号利用法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）が漏えいした場合に限る。）であって、番号利用法第17条第1項の規定による申請をしたときにおける個人番号カードの交付（当該申請をした者に対する最初の交付を除く。）」を加え、同表の21の項中「再交付」の次に「又は番号利用法第7条第2項の規定による通知をする場合（自己の責めに帰すべき事由によって個人番号が漏えいした場合に限る。）における通知カードの交付」を加え、「のとき」を「又は請求のとき（区長が別に定める場合にあつては、区長の指定する日まで）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第2の20の項の規定（個人番号カードの交付に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に行われた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による申請について適用する。

(提案理由)

自己の責めに帰すべき事由に係る個人番号カード及び通知カードの交付手数料を定める等の必要がある。